

令和 2 年 7 月 20 日

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る費用の設計変更について お 知 ら せ

岡山県農林水産部

岡山県土木部

岡山県農林水産部及び土木部所管の土木工事（業務委託を含む）及びコンサル等委託において、受注者が、追加で費用を要する新型コロナウイルスに係る感染拡大防止対策を実施する場合の費用について、施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 適用対象

令和2年7月1日以降に新型コロナウイルスに係る感染防止対策を実施したもの

2 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用の例

（１）共通仮設費（現場管理費率や一般管理費等率の対象外となります。）

- ・労働者宿舍での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舍等の拡張費用・借地料

（２）現場管理費（一般管理費等率の対象外となります。）

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・テレビ会議等のための機材のリース費用・通信費

※上記に掲げる例のほかにも、必要と認められる対策は、設計変更の対象となります。

3 設計変更の手順

- （１）実施内容と概算経費を記載のうえ、発注者に協議書を提出してください。
- （２）発注者の承諾後、施工（業務）計画書を提出してください。
- （３）施工（業務）計画書に基づく対策を確実に実施してください。
- （４）実施実績と経費に係る見積書及び証明書類（領収書等の写し）を提出してください。
- （５）精算時に設計変更を行います。

【問合せ先】

農林水産部農政企画課

TEL 086-226-7404

土木部技術管理課管理情報班

TEL 086-226-7410